

江府町地域活性化集落支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本事業は、各集落における地域の活性化、伝統文化の復興、環境美化等各地域の主体的、総合的な取り組みを支援することにより地域の連帯を深め、あわせて地域の活性化を図る。

(事業資金)

第2条 本事業の実施にあたり、ふるさと応援基金、その他をもって充てる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象は、第1条に規定の目的を達成するために実施すると町が認めた事業であり、下記のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域活性化に関する事業
 - (2) 地域の伝統文化に関する事業
 - (3) 地域の安全に関する事業
 - (4) 環境整備に関する事業
 - (5) 地域コミュニティの活性化につながると町が認めた事業
 - (6) 上記事業を補完するため、町外で実施する複数人の研修事業
- 2 前項(6)の事業については、他の事業と兼ねることができる。
- 3 補助対象経費において、国、県等から補助金の交付を受けた場合又は受ける予定のある場合は、この要綱による助成金の交付を受けることができない。

(対象事業者)

第4条 支援対象事業者は、下記に該当するものとする。

- (1) 江府町内の集落
 - (2) 町内の地域活性化を目的として町民で組織された団体
ただし、政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体、及び役場が事務局を所管している団体は除く。
 - (3) 2集落以上が共同で行う場合は、その代表となるもの
- 2 同一集落内の町民のみで組織された団体の場合、集落との二重補助とみなされる場合は対象事業者から除く。

(補助額)

第5条 事業実施に必要な経費を、当該年度1回に限り、予算の範囲内において1事業者につき50,000円を上限として全額補助する。

- 2 第3条第1項(6)に規定する事業については、前項の規定に関わらず、当該年度1回に限り、予算の範囲内において1事業者につき30,000円を上限として全額補助する。
- 3 第3条第2項に規定する事業の実施をする場合は、80,000円を上限として全額補助する。ただし、当該年度において本補助金の交付を受けていない場合に限るものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となるのは、当該事業を行うために必要な経費とする。

- 2 次に掲げる経費については、対象外とする。
 - (1) 人件費（旅費に伴う日当や手間賃、祈祷料等を含む）
 - (2) 食糧費（祭事の供え物を含むが、熱中症対策としての作業時の水分補給用飲料は除く）
 - (3) 寄付金
 - (4) その他、交付対象として適当でないと町が認めた経費
- 3 第3条第1項(6)の事業については、前項の規定に関わらず、車両借上料等の交通に係る費用のみを対象とする。ただし、第3条第2項に規定する事業の実施をする場合は、この限りではない。

(事業期間)

第7条 事業の実施期間は当該事業実施年度内とする。

(申請及び実績報告)

第8条 申請及び実績報告等は、別に定める申請書(様式1)及び実績報告書(様式2)により、江府町補助金等交付規則に基づき行うものとする。なお、申請者が町民で組織された団体の場合には申請書に団体規約及び会員名簿を添付すること。

2 当該事業が完了したときは速やかに実績報告書を提出すること。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、当該申請に係る書類を審査し補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金等の交付決定をするものとする。

(申請事項の変更等)

第10条 同要綱第8条の申請書提出ののち、申請にかかる事項(交付申請額等)の変更をしようとするとき又は当該事業の中止をしようとするときは変更申請書(様式3)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認められる場合についてはこの限りではない。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、前払いの場合は交付決定後に交付決定額の半額を、精算払いの場合は額の確定後に前払い額を差し引いた額を、請求書の提出日から30日以内に支払うものとする。

2 前項により補助金を受領したが事業の実施を行わない場合は、速やかに全額返還しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 補助金の受領後、申請書類等について不正や虚偽が発覚した場合は、交付決定を取り消し、事業者は受領した全額を速やかに返還しなければならない。

2 前項の規定は、事業実施年度を含めて5年後まで有効とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。